

長野農業振興地域整備計画の総合見直しについて

○ 長野農業振興地域整備計画とは

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに農業の振興を図るため必要な事項を定めたもの。

基本指針（国）及び基本方針（県）に基づき市町村が計画を策定する。

1 計画の内容

(1) 計画の期間 概ね10年間【現行の計画期間：平成27年12月～令和7年3月】

(2) 計画の目的

① 農業振興の基本的な方向性を示す（整備計画書の作成）

- ・農用地の利用や保全 ・農業生産基盤の整備 ・農業の近代化（スマート農業）
- ・担い手の育成（農福連携） ・農業従事者の安定的な就業の促進 など

② 農用地区域を定め優良農地の保全を図る（農用地区域図の作成）

当該区域内では原則として農用地区域からの除外を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図る。

2 他の計画との整合性

「第五次長野市総合計画」 「長野市都市計画マスタープラン」 など

○ 長野農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）とは

市は、次のような場合に農業振興地域整備計画を変更（総合見直し）する。

1 県の基本方針が変更されたとき（令和3年7月変更予定）

2 農業振興地域の区域の変更が行われたとき

3 概ね5年ごとに行う基礎調査の結果、変更の必要が生じたとき

4 経済事情の変動その他情勢の推移により変更の必要が生じたとき
（駅、高速道路インターチェンジの設置等による都市化の進展など）

【計画変更の種類】

(1) 総合見直し 上記の要件に該当する場合で農用地の利用や保全計画などの総合的な見直しを行う。

(2) 随時見直し 総合見直し以外で、随時行う計画の変更（除外や編入など）

※ 現行の長野農業振興地域整備計画は、平成27年12月に総合見直しを行っている。

○ 農用地区域の設定見直しの基本方針

- ・変更後の計画期間：令和7年4月～令和17年3月

1 農業振興地域の変更

市街化区域への一部編入に伴い農業振興地域を変更（縮小）する。

例) 川中島町御厨の一部を市街化区域に編入

2 自然的不適当地の除外

- ・農業委員会の耕作放棄地全体調査（平成23年度～）において、「非農地決定」された農用地。
- ・山林原野化している農地のうち農業上の利用確保が困難な土地。
（航空写真及び必要に応じて現地調査により確認）

3 法定不適当地の除外

道路や河川などの整備等に伴い、農用地等とすることが不適当な土地。

例) 主要地方道東外環状線、北部幹線、若穂スマートインターチェンジ など

4 孤立農用地等の除外

1～3の結果、孤立する農用地及び集落区域内などに残る農用地について現状を確認し、除外の適否を判断する。

5 農用地区域の編入

基盤整備や中山間地域等直接支払交付金事業などの協定農用地として新たに編入された農地。

6 農用地区域図の作成

1～5に加え、随時見直しにより農振除外及び編入された農用地も含め、農用地区域図を更新する。

○ 今後のスケジュール (案)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
	6月	7月	8~3月	4月	5月	6月	7~3月	4~7月	8~11月	12~3月
農業振興 審議会			現委員任期				次期委員任期			
議会		方針説明		委員改選	諮問	政策説明会	答申	政策説明会	政策説明会	
庁議				部長会議		部長会議		部長会議	部長会議	
県		市長シク								事前協議 法定協議 同意
作業内容				庁内各課計画確認	庁内調整会議		パブリック コメント実施		異議申出 公告縦覧	異議申出 公告縦覧 決定
		基礎データ作成					パブリック コメント実施 パブリック コメント等意見修正			
				内容検討・計画書(案)作成						
										<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <p>公告縦覧期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前協議後 公告縦覧：30日間 異議申出：15日間 法定協議後 公告縦覧：30日間 </div>